

浜松市夜間救急室運営会議要綱

(設置目的)

第1条 浜松市における夜間救急の安全な運営を図ることを目的として「浜松市夜間救急室運営会議」(以下「運営会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 運営会議の委員長は浜松市夜間救急室管理者とし、副委員長は委員長の指名を受けた者をもって充て、委員は別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外であっても運営会議に出席させることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、その在任期間とする。

(会議)

第4条 運営会議は定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年1回開催するものとする。

3 臨時会は、緊急に会議を開催する必要がある場合に行う。

(会議の運営)

第5条 定例会及び臨時会の議長は、委員長がこれに当たる。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が議長を代理する。

(事務局)

第6条 運営会議の事務局は、健康医療課夜間救急室に置く。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成15年7月16日から施行する。

(任期の特例)

2 平成15年度にかかる委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、施行日から翌年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別 表（第2条関係）

浜松市夜間救急室運営会議委員

委員
浜松市夜間救急室管理者
浜松市医師会副会長
浜松市医師会診療科担当理事
浜松市医師会救急医療担当理事
浜松市医師会事務局
浜松市薬剤師会副会長
浜松市薬剤師会理事
浜松市健康福祉部医療担当部長
浜松市消防局警防課救急担当